

指定感染症追加補償特約、待期期間不設定（指定感染症追加補償特約用）特約  
保険商品別特約集

2020年5月  
三井住友海上火災保険株式会社

<目次>

保険商品		特約	掲載頁
団体総合生活補償保険	保険始期日が	指定感染症追加補償特約	<a href="#">P2</a>
		待期期間不設定（指定感染症追加補償特約用）特約	<a href="#">P3</a>
学生・こども総合保険	2019年10月1日以降※	指定感染症追加補償特約	<a href="#">P4</a>
		待期期間不設定（指定感染症追加補償特約用）特約	<a href="#">P5</a>

※いずれも、2020年2月1日以降有効契約に適用します。

指定感染症追加補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約「用語の説明」、特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約「用語の説明」、傷害補償（MS & AD型）特約「用語の説明」、傷害補償（標準型）特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
と	特定感染症危険補償特約	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約および特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。

第1条（特定感染症の取扱い）

この保険契約については、特定感染症危険補償特約に規定する特定感染症に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項に規定する指定感染症（注）を含むものとします。

（注）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。

第2条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、特定感染症危険補償特約、傷害補償特約および普通保険約款の規定を準用します。

待期間不設定（指定感染症追加補償特約用）特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約「用語の説明」、特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約「用語の説明」、傷害補償（MS & AD型）特約「用語の説明」、傷害補償（標準型）特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
と	特定感染症危険補償特約	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約および特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。

第1条（保険金を支払わない場合の不適用）

この保険契約については、新型コロナウイルス感染症（注）に対して、次の規定を適用しません。

①特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約第3条（保険金を支払わない場合—その2）

②特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約第3条（保険金を支払わない場合—その2）

（注）新型コロナウイルス感染症とは、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいいます。

第2条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、特定感染症危険補償特約、傷害補償特約および普通保険約款の規定を準用します。

指定感染症追加補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約「用語の説明」、特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
と	特定感染症危険補償特約	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約および特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。

第1条（特定感染症の取扱い）

この保険契約については、特定感染症危険補償特約に規定する特定感染症に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項に規定する指定感染症（注）を含むものとします。

（注）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。

第2条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、特定感染症危険補償特約および普通保険約款の規定を準用します。

待期間不設定（指定感染症追加補償特約用）特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約「用語の説明」、特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
と	特定感染症危険補償特約	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約および特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。

第1条（保険金を支払わない場合の不適用）

この保険契約については、新型コロナウイルス感染症（注）に対して、次の①から②までの規定を適用しません。

①特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約第3条（保険金を支払わない場合）（3）

②特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約第3条（保険金を支払わない場合）（3）

（注）新型コロナウイルス感染症とは、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいいます。

第2条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、特定感染症危険補償特約および普通保険約款の規定を準用します。